

## 第 16 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 5 年 6 月 8 日 (木) 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**  
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵、  
6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子  
11 番 酒井幸男、13 番 ハジィフ泉  
**【推進委員】**  
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作  
5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫
4. 欠席委員 **【農業委員】** 5 番 濱口佳史、10 番 垣谷征志、12 番 福留康弘  
  
**【推進委員】** 7 番 西村節男
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)  
議案第 2 号 非農地証明願について (5 件)  
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利  
用集積計画の決定について  
議案第 4 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
  - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 それでは6月の定例会、議事に入りたいと思います。欠席者4名おりまして、〇〇君と〇〇君、〇〇君、〇〇さんが欠席ということでございますが、会の方は成立をしております。

今日の議事録署名人ですが、〇〇君と〇〇さんをお願いしたいと思います。

それでは早速議案に入りたいと思います。

議案第1号農地法第3条申請が一件でております。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 1ページのほうの一覧表のほうをお願いします。

議案第1号、農地法第3条、の許可申請が1件出ております。

譲渡人が、〇〇の〇〇さん、譲受人が〇〇、〇〇さんとなっております。

申請地のほうが、〇〇、地目は畑で面積が279㎡となっております。

こちらのほうは、高規格道路の代替地という形で、国から委託をされた、県の方が代理人という形で、申請を行っております。

2ページのほうを、ごらんください。

こちらのほうが、航空写真となっております。

〇〇のところから入っていき、集会所を過ぎたあたりが、申請地となっております。

3ページのほうは、同じく地図となっております。

4ページのほうが、航空写真の拡大となっております。

5ページのほうが公図となっております。

6ページのほうが現況の写真となっております。

7ページのほうに、調査書がありますので読み上げさせていただきます。

3条の調査書として第1号、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業の従事者としましては、御本人さんと妻の2人となっております。

所有機械としましては、耕作機1台ということになっております。

2号と、3号につきましては適用のほうはありません。

4号のほうの農作業の常時従事の日数等につきましては、譲受人は、農作業を行う必要がある日数150日作業に従事すると見込まれます。

5条のほうにつきましては、該当はありません。

6条の地域調和につきましては、所有権移転後は、季節野菜をつくる予定となっております。それによって周辺の農地への影響はないものと判断されます。

事務局のほうからは以上です。

担当委員さんのほうで補足説明があれば、お願いをします。

〇〇さん、どうぞ。

〇〇委員 6ページの写真を見てください。黒い焼いたところがあります。これはユンボでのけて処理をして今は、写真よりもきれいな畑になっております。芋とかすいかとか手前に柿の木が4本ありますが、これから先は畑として作るということでした。右の赤い線のところが〇〇君の入口となります。ここは、国交省が上流でダム工事と、県が車道工事を行っております。県事務所の方が代理人として届けたようです。工事自体は完成すれば元の道に直すということでした。譲渡人はいどこになるということを知っております。特に問題ないと思います。

議長 はい。  
今、〇〇さんのほうからも詳しい説明がありました。  
この件につきまして、何か質疑、質問ある方。挙手願います。

〇〇委員 倉庫とこくやが見えていると思いますが、倉庫と山の間に道をつけるのでしょうか。

〇〇委員 はいそうです。そこから奥まで道をつけることとなります。

議長 いいですかね。特に問題はないということではありますが。  
それでは承認を受けたいと思います。  
3条許可申請に承認される方の挙手を求めます。  
はい、挙手全員です。議案第1号、3条許可申請願いにつきましては、承認をされました。

議長 それでは、議案第2号も、非農地証明願が5件でしております。  
1番より、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 はい、議案第2号の1番のほうから、進めていきます。  
1ページのほうをお願いいたします。  
願出人が、佐賀の〇〇さんで、願出地が、〇〇、地目が田となっております。  
面積は206㎡で、願出の理由としまして平成31年ごろから、この〇〇の横のあたりになります。令和5年3月末日の期間で、高規格の道路の残土処理にて、当該の願出地が、レベルバンク土を戻したということで、現在、ちょっと畑としては、利用するのが難しいということでの願出となっております。  
8ページに、航空写真があります。  
左の〇〇からちょっと右側に行ったところの赤い枠のところ、願出地となっております。  
9ページが、地図となっております。10ページが、航空写真の拡大となっております。11

ページが公図となっております。12 ページが、現況写真となっております。

航空写真のときとは大分、今の状況は、現況写真のような形で、土が盛られた形で、草がはえているような、このような状況となっております。

以上です。

事務局案説明は以上です。

議長 はい。

今、事務局の方の説明が終わりました。

担当委員さんの方から補足説明をおねがいします。

〇〇委員 今朝、〇〇委員と2人で、現地へ行きました。それまでにも、ばらばらで、確認していましたが、より不安なところがあり、現地を二人で再度確認してきました。〇〇の写真は、〇〇から令和5年1月に説明を受けたときの資料ですが、今回の申請地は、写真の中央に黄色い線があると思いますが、その線は〇〇の〇〇整備ということでの写真です。申請地はこの水路の黄色い線の一番上のところですが、ちょっと右側のところが今回の申請地となります。それで今回は、委員会の関係に残土処理で、このインターの買上げ以外のところ残ったところですが、土地が一段低くなるということで、それとどちらかということ、ちょっと湿田がかかった土地がほとんどです。

この辺は、早い段階から、もう耕作放棄地がほとんどのところでしたが、残土処理で埋立て、皆さんが埋め立てするというので、今回埋立てが進んだわけですが、12 ページの写真を見ていただければわかると思いますが、今回の申請地は12 ページの赤い線で囲まれたところですが、これをみたらわかるように草がいっぱい生えています。草がいっぱい生えているところは現地を確認したのですが、土を少しもって畑として耕作できるような、赤土がかかった土ですが、なん十センチか赤土を盛っております。土の方にがらがらの所があると思いますが、全体の3分の2くらいは土をもっております。3分の1くらいは土をもっていない所で重機で固められた所となっております。

こういう土地が何か所かあって、中には12 ページの写真にあるように、金網の手前にイノシシの防止柵をおいているように、農地としては到底利用できない土地があっちこちに点在しております。この辺どういうわけでこのような土地になったかは、〇〇の説明を聞かないとわからないですが、おそらく本人の希望があつて土をいれてくれという話があつて草が生えているところの状況となっていると思います。

中にはナスを植えて、もうナスがなっているところもあります。カキの木とか桃、梅、みかんと苗木を植えている土地もあります。

このように、畑としてなっているところと、なにもしていないところが点在しており、判断に迷うところです。農地として使おうと思えば土を入れ使える、3分の1くらいは、到底農地としては使えない土地となっております。

最終的に非農地として適当かどうかということについて、なかなか判断できないということではみなさんの意見も聞いて判断してもらったらどうかと思います。

議長 はい。今〇〇委員のほうから詳しい説明がありましたが、何かこの件につきまして、質問  
質疑ありませんか。

〇〇委員 埋め立てしたところは、〇〇をいれているということですか。

〇〇委員 コンクリートの舗装の脇なども写真を見てもらえればわかるように、〇〇になっておりま  
す。この土地については畑にできない土地であると思います。  
今回の申請の土地は、3分の2くらいは耕作をしようと思えば、できないこともないが、  
3分の1くらいはだけで耕作できない土地となっております。  
中には土地全体が耕作できないような土地であったり、色々点在しております。  
判断しにくい状況となっております。

〇〇委員 〇〇くんにしても自分で畑にして作るというのは、ようせんという状態で、周りの人も耕  
作できるか、できないかという状況ではないのか。どうしても農地としなさいというわけ  
にもいかないのでは。

議長 農地として利用できる土地は、緑の草が生えている所になると思います。土を耕せばでき  
ないことはないというふうことになる。  
土の下はどうなっていますか。

〇〇委員 土の下は〇〇になっています。

議長 そのような状況ではなかなか根が張りにくいですね。水はけはいいと思いますが。  
皆さんの方でこの件につきまして、なにかありませんか。なかなか判断しにくいというこ  
とでございますが。

〇〇委員 本人が農地じゃなく、非農地にしたいというのであれば、それでかまわないのではない  
か。

議長 本人が希望していても、農地としてできれば、農地として利用してもらう必要がありま  
す。非農地は完全に農地として利用できない状況になった場合に行うものであると思いま  
す。農地として使える所を、本人がやる気がないといって、非農地にはできないです。  
ただこの件については、〇〇でなかなか耕作しても作れないということですが、見る限り

植えて耕作しようと思えば3分の2についてはできるかもしれない。本人の耕作のやる気はないということです。

〇〇委員 仮にこの申請地を非農地と許可した場合に、のこりの畑の方からも非農地にしてほしいとくる場合もあると思います。

〇〇委員 どうして赤土を盛土している所と、していない所にわかれたのか、国交省に聞かないとわからない。本人の希望があって通したのだと思うが。

〇〇委員 面積はどのくらいある。

〇〇委員 面積はわからないが、見た感じではかなり広い。筆数でいっても何十筆かあると思います。

〇〇委員 おそらく、赤土を入れていないところは、将来非農地にしたいという意味があると思う。

〇〇委員 盛土も中途半端で畑全体を行っているわけではない状況。ひょっとすると境界がわかるようにしているのかもしれない。何回もいうが、この盛り方でも、すでに畑としてつかっている土地もある。

議長 作る意思があれば、きれいにならして作れないこともない。

〇〇委員 赤い線の境界の所は土をいれず、境界がわかるようにしています。

議長 木でも生えて、山になっているというのであれば、判断は簡単だが。

議長 懸念されることは、あこは（非農地）を認めて、ここは認めないということもでてくるかもしれない。写真でみるかぎり、判断が難しい。

〇〇委員 地区担当の委員二人では判断できないということになった。

〇〇委員 申請者は今は田んぼをつくっていないか。

〇〇委員 去年までは田んぼを作っていたが、今は2枚だけに減らして、自分のとこの飯米と子どもにあげる分を作っている。

〇〇委員 一件だけの非農地判断は、次の判断はどうするか。どう判断したらいいものか。  
重機で固めているところは、耕作は難しいと判断しやすいが、このように土をなんぼか盛っている場合は判断がむずかしい。

〇〇委員 この申請者は非農地にしておいて、次に何かをしようかというのではないのでしょうか。なにか目的があるのであれば。

〇〇委員 そのようなことも考えた。津波もこないこのあたりで非農地しておけば、宅地にしたいときにとまって非農地にするのかとも思ったが。

〇〇委員 申請者がいうには、耕作はもうしないので、子どもが二人おり、一人はよそに行き、もう一人が結婚して近くにいるので、その子にやりたいと思っているということも聞いた。

〇〇委員 現在でてきている一段高いところは、どのようになっている。

〇〇委員 残土処理で埋め立てて、畑として利用しよう人もいる。

〇〇委員 右はどうなっているか。

〇〇委員 ここは草が生えているところになる。もっと奥にいくと果樹が植えられている。

議長 これはあっちこっちに墓所がある。

〇〇委員 将来的には非農地でつづいて申請がでてくる可能性はあると思う。

〇〇委員 なかなか非農地の判断ができない。来月の初めでも委員全員で現地を見にいったらどうか。

議長 本日は保留にして、後日現地確認して判断するという意見ですか。

〇〇委員 はい。

〇〇委員 それをするならば、ある程度その近くの地権者へ見通しを聞き取りをしたらどうか。

議長 しかし、申請のでてないところへ聞き取りに行くのも、なかなかむずかしいのではないか。将来出てくる可能性はあっても、今耕作している方に将来のどうするか問い合わせるのは

どうかと思う。申請以外の方に聞くのはいかんがやないかと思います。

〇〇委員 簡単に許可をおろしたら、あたりがどうなってくるかということやね。

議長 その他の方から非農地で申請があった場合には検討する必要があるけれども、今の段階では農地としてつかっているので、将来どうするかをいうことはできない。  
保留ということで、いいですか。皆さんの決を採りたいと思います。現地確認をする必要があるという方挙手してください。多数ですね。委員だけでなく、推進委員も挙手してください。現地調査はみんなで行くので委員だけでなく、推進委員も挙手してください。  
はい。多数ですね。そうしましたら今回の件は保留とし、現地確認してから判断するということにします。日取りはどうしますか。皆さんの都合はどうでしょうか。  
来週木曜日はどうでしょうか。来週15日午後2時くらいでどうでしょうか。バスの都合もありますが、来週木曜日午後1時に役場出発にいたします。この件につきましては保留ということにしたいと思います。⇒(15日の現地確認後、賛成多数により承認)  
はい。それでは次非農地証明願の2番事務局より説明おねがいします。

〇〇委員 2番3番4番は一括でいいことないでしょうか。願出人は違いますが、同じ案件です。

議長 はい。それでは、2番3番4番を一括して審議したいと思います。事務局のほうからお願いします。

事務局 はい。では一括とのことですので、2番3番4番につきまして、1ページのほうをおねがいいたします。  
いずれも代理人の方は〇〇さんという方で、代理での申請が行われております。  
まず一つ目が、〇〇の〇〇さん、願出地が〇〇で、畑で138㎡、2つ目が〇〇、畑で396㎡。四つ目が〇〇、畑で39㎡、四つ目が、〇〇の畑で、439㎡となります。  
下の3番のほうに行きまして、願出人が、〇〇さんで願出地が〇〇、畑の36㎡。2筆目が、〇〇番の〇〇、畑で112㎡となっております。  
4番のほうのが、〇〇の〇〇さんで、願出地が〇〇、畑で462㎡となっております。  
いずれの土地も長期間の間の放棄地で現在、山林化している状況となっております。  
写真のほうは、13ページからとなっております。  
まず2番のほうの航空写真が、13ページ、4筆入っております。  
14ページが、航空写真のと、地図の位置図も、合わせたものとなっております。  
左に〇〇に入っていく道が見えておりますので大体位置関係が分かると思います。  
15ページのほうが、4筆の公図となっております。  
16ページのほうが、3番の航空写真兼現況写真となっております。

17 ページが、航空写真の位置図になっております。

18 ページが2筆分の公図となっております。

19 ページが、四つ目の〇〇さんの分の一筆の航空写真兼現況写真、20 ページが、航空写真の位置図となっております。

21 ページが、一筆の公図となっております。

事務局の説明は以上です。

議長 はい。今、一括で2番3番4番の説明がありました。  
担当委員さんのほうで補足説明などありましたらお願いします。

〇〇委員 2、3日前に現地確認してたんですが、場所は〇〇の入り口の、手前のほうに家がありますけども、裏にあるんで、入っていくのはやめました。  
前回、前々回、も申請がでておりました案件と同じものです。

〇〇委員 2番、ここは〇〇の〇〇となっていたところですが、入っていく道がなく現地確認までにはいたっていません。  
3番、4番は前回も申請にでてました、これも同じ、〇〇の関係で、〇〇になる予定地です。

議長 全部ここは〇〇関係よね、もうほとんど山ですね。

〇〇委員 はい。

議長 今、〇〇さんと〇〇さんのほうから、ほとんどもう山で入っても行けない状況となっている状態ということでございますが、この分につきまして、何か質疑質問ありませんか。  
もうずっと前回から、前々回から〇〇の関係で申請がでているところです。

〇〇委員 14ページのほうの真ん中に赤い建物のようなものがあるが、があったように見えるんです。これは何ですか。

〇〇委員 これは水源地の関係で、〇〇がありますが、〇〇いうてあります。

〇〇委員 建物ではないですか。赤いですが。

〇〇委員 建物といっても、実際は小さいです。2坪くらいしかないです。

〇〇委員 左斜め上には丸いコンクリで出来たようなものもみえますが。

〇〇委員 ここに家自体はないです。今でも上の端までは行けるようになっています。

事務局 多分、14 ページは多分地図がかなり古くてですね、13 ページのやつは2013 年度の地図です。これはちょっと地形は見え方は変わってると思います。

〇〇委員 多分ね、この丸いところはね、〇〇いうけど、そこのお宮でその奥は〇〇部落の水源地やったので。それはセメントでやっていますが建物はありません。まあ建物どころか道がありません。

議長 赤いうのは昔の写真でどんどんはげていくんじゃないかね。畑みたいと思う。

〇〇委員 全部はこれは畑やったがやけん。

議長 はい、ほかにご意見ありませんか。  
2 番 3 番 4 番、何か質疑ありませんか。

〇〇委員 筆数はかなりの数になりそうですね。

〇〇委員 はい。100 から150 筆くらいになるのではないろうか。

議長 もうこのあたりは農地としては無理があるね。

〇〇委員 もうとても無理だと思います。

〇〇委員 14 ページの地図は何からとってきたものですか。

事務局 これは〇〇でもっている、地図に境界を落とし込んだものになります。100 パーセント法務局と合致しているわけではないですが、だいたいの位置は合っていると思います。分筆などあった分については追いついていない部分もありますが、ない分についてはそのままだと思います。

議長 いいですかね。  
はい、ほかにありますかね。  
なければ承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

それでは非農地証明願の2番、3番、4番、一括して承認を受けたいと思います。  
承認されます方の挙手願います。

はい、挙手全員です。

この非農地証明願の2番、3番4番につきましては承認されました。

続きまして非農地証明願、5番、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

はい。

1ページにまた戻っていただけたらと思います。

5番の、議案第2号の5番になります。

願出人は、〇〇の〇〇さんです。願出地としましては、〇〇、地目としては田となっております。

面積は467㎡となっております。

理由としましては、10年ほど前からの道路の、前にある道路、〇〇の土地を一部、道路用地として分筆したということでその際に、本人としてはその残地、今の願出地に当たる部分も土を入れてもらって、農地からの申請等も手続が出来ているものと思っていたという、現状としては、足場等の物置の状況になっているというところです。

写真のほうは、22ページのほうに、航空写真があります。

〇〇がありまして、その前の道路の新しい国道のほうのカドの赤い枠のところです。23ページが位置図の位置図となりまして24ページが拡大図となっております。

25ページが公図となっております、現状の写真が26、27にあります通り、既にですね今、すでに塀で囲った状態で、足場等の置場という形で、使用しているという状況になっております。

27ページは、外から見た、もう一つの同じ写真、現況の写真となっております。

事後のちょっと申請にはなりますが、非農地での申請をお願いしたいという申出が上がっております。

事務局のほうからは以上です。

議長

はい。

これは、事務局のほうから説明がありました。

前回ですかね、〇〇委員のほうから、あそこは何をしているところかと話がありまし

〇〇委員

26ページを見てももらいたいと思います。この下は石が入っています。今この足場のほうは、〇〇の会社の貸しているとのことでした。

24ページ見てもらったらわかると思いますが、次のこっちはナバナを作っている農家さんがいますが、塀で囲っている所は、現状何もできない状態です。以上です。

議長 はい。現段階では足場などが置かれ、農地ではないということになっておりますが。

〇〇委員 本人は、わからなかった。ごめんなさい。とっておりました。

議長 何かこの件につきまして質疑質問ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 この土地は埋めてから一回も耕作せずにトラックをはめよったね。その下はナバナを植えちよう。畑になっちよう。なので畑にならんはずはないと思われる。土地としては。最初からやる気がなく、トラックをはめているので、農機具をいれたことはないと思う。

〇〇委員 補足です。ナバナを作りよう所とは、いれている土がちがいます。ナバナを作りよう所は今の〇〇小学校前の団地ができるときにでた畑にできるような土をいれた。それから今の申請のところはそんな土はいれていない。埋め立ての処置が違う。

議長 では、畑としてはつukれない土だったのですか。

〇〇委員 はい。それでトラックをおいていた。

議長 土地的には農地として残っていたのですね。

〇〇委員 そうですね。

〇〇委員 畑としていれてもらったのではないですか。

議長 いや、ちがうろ。

〇〇委員 埋めたときは、耕作目的で土をいれたのではないですか。

〇〇委員 すでに自分は耕作していないということで。トラックをおけるようにしてほしいと。

〇〇委員 農地にトラックをおけるようにすることが間違い。なにもかも完成してから非農地というのができたらどうする。

議長 本来なら始末書なりをだすのがほんとやね。

〇〇委員 なんにも置いていない状況で、耕作できないから非農地証明、非農地とってでてくるのやったら、まともやと思う。今回は何もかも置いてしもうて、非農地証明くれとってど

うなるものか。

議長 おそらく、そういった農地法など知らなかったがやろうね。自分の土地やけんおいちよっってもかまんと思ひよったがやないろうか。農地やけん建物たてたり物をおくのがいかんことをしらんかったがやない。

〇〇委員 せめて囲いするまでにでも相談でもあるのが、農地やけん。

議長 本来であれば、農地として残っているの、最初に非農地の願出がでてくるのが本来ですが、今回は事後処理ですね。もうここは農地として復元というのは難しいのではないのでしょうか。非農地として認める代わりに本人に始末書をださすことはいかんもんでしょうか。なんらかのペナルティをせんかったら先にやっちょうたほうがいいということになりかねん。

〇〇委員 物をおいているのは、一時的ではないのですか。撤去してもろうたら。そのときに非農地申請してもらったら。

議長 いや、現状農地として残っているわけで、事後処理やけれども非農地証明願いができた。やけれども非農地を認める代わりに始末書をだしてもらおう。そうゆうことながよ。これはあくまでも私の意見やけれども。

〇〇委員 本人としては、〇〇の買い上げの部分で、その条件として埋めてもらう。ということはこの〇〇のところなども、公共事業で残土をうめて畑にしているのも同じやと思う。本来なら田んぼに土を入れて畑にするに形状変更などでてこないといけない。

議長 形状変更の場合は、必要ないと思う。公共事業の場合は。しかしこれは、農地から非農地にしてくれというのである。また事後処理なので。

〇〇委員 今まで農地に家が建っていて始末書を書かせたことありますか。

議長 それはないね。何十年も経ったところは。

〇〇委員 そしたら、年数を何年以内みたいに決めないといけないのでは。書かせる人と書かせない人がでてくるので。へんなことになると思う。その年数をきめちよつたらいいのではないかと思う。

〇〇委員 悪質やねいうがは、農業委員会で決をとって決めてよね、昔から家が農地に建っていたい

う悪質ではないようなものはせんみないな判断は前にしたことがある。作られんとこに作ったいうわかつちよってやってみないなものとかは悪質やけんこれは始末書を書いてもらわんといかんねということで対応した。一応農業委員会のなかで諮った。

議長 何十年も前の墓に始末書というのはいかんけんど、1年以内とか2年以内というのは、なんらかのペナルティをかけんといかんとおもうがよ。妥当なところで始末書くらいが妥当やないかと自分は判断しちようがやけど。しかし、その何年からというのを決めるのは難しいと思う。

〇〇委員 始末書は私も書いたことがある。というのは、〇〇が埋めた田んぼに家をつくっちゃって、私が今度家を作るに住宅金融公庫から借りようとしたら、農地やった。それで借りれなくて、農業委員会にだしたら、だれが埋めたがやということになり、〇〇やというた。亡くなっていたのですが。やり取りがあって、最終的には始末書を書いた覚えがある。これ今度の場合は〇〇の〇〇のミスやと思うがよ。これ始めた段階で聞かないいかんかったがやないかと思う。これ農地やないかと。

〇〇委員 私は気が付いてすぐいうたがやけどね。あれできたがは、二日ぐらいで荷物が入って、それからすぐに塀ができた。

議長 本人が全然農地法をしらなかったんで、自分の土地やけんかまんという思いがあつたがやないか。

〇〇委員 見つけてから、何日もたつたいうことはないですよ。見つけてからすぐいうたですよ。

議長 妥当なところは、ここは非農地で始末書を書いてもらうということで、それが妥当やないかと思うがやけど。

〇〇委員 そしたら、これいかんいうことになって撤去してくださいということになったら、なかなかできることでない。始末書を書いてもらえれば、一定こちらも許可をだしやすい。

〇〇委員 始末書を書いてもらったらえい。今回のはバイパスの一部をとられちょうけん、そういう思いもあつたかもしれん。

議長 そしたら、始末書をかいてもらって、非農地として認めるということでもいいですかね。

多数委員 異議なし。

議長 それでは、非農地証明願い5番につきまして始末書付きで非農地として認めるということで賛成のかた挙手ねがいます。はい、挙手多数です。では、非農地証明願5番につきましては、始末書付で承認ということになりました。

議長 では次に移ります。  
議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画について。利用権の設定について、当日資料のほうですが、事務局のほうからお願いします。

事務局 はい、当日の資料で議案3号と書かれた分をお願いします。  
ページめくっていただきまして1件、相対の利用権設定について出てきております。  
貸付人が〇〇の〇〇さん、借受人が、〇〇の〇〇さんです。  
予定している設定期間としまして令和5年7月1日から、令和8年6月30日を予定しております。  
利用権の設定をする土地としましては〇〇で現況は田になっております。農用地区域になっております。  
面積は3346㎡で、作物としましては、ピーマンを予定しております。  
利用権の種類としましては賃貸借で、設定としましては再度の設定という形になっております。  
その次のページと、その後のページに申請書の一式と、設定書のほうが添付しております。  
事務局のほうからは以上です。

議長 はい。  
事務局のほうから、利用権の設定になって、説明がありました。  
何か、この分につきまして、質問質疑ある方挙手ねがいます。  
面積が3346のことということで、経営面積が2000㎡なっておるけれども、これはハウスの面積ですか。2棟あるけどハウスが二反やね。  
ほいたら、結構周りが遊んでいるということやね3段ばあ。

〇〇委員 借りてやりようところは、農家としては3段やったら3段全部買ってくれと。そういう契約はある。  
これ、10aあたりの〇〇ということ。

事務局 はい。  
そしたら、これ全部で、10アール当たり〇〇か、そこらあたり、ちょっとわからんけど普

通はハウス面積で作りようところ、〇〇はええけどね。

議長 大体、うちらでハウス借りたりする場合、ハウスの建坪の面積、二反やったら二反でかじし払わね。周りの分は払わない。

〇〇委員 これは面積 3346 になっているが、経営面積は二反になっちゃうけど。合計経営面積が 5346 になっちゃうがやけど。この二反いうがは、なかの 2000 m<sup>2</sup>ということ。

事務局 この方ハウスを二つ借りられてます。

議長 そうしたらその、2 反が二つあるということ。

事務局 そうですね、別にありますね、アスパラをされてますアスパラとピーマンの方。

議長 それでは、議案第 3 号、利用権の設定につきまして承認されます方挙手願います。はい、挙手全員です。議案第 3 号、承認されました。

議長 続きまして、議案第 4 号に移りたいと思います。議案第 4 号認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議のほう、事務局のほうから説明をおねがいします。

事務局 はい。資料の議案第 4 号のほうをお願いします。ページめくって 1 ページのほうからお願いします。1 ページのほうを、最初の方が、〇〇さんで、〇〇での申請となっております。1 ページ目が、申請書となっております。3 ページ目の表が、資金計画となっております。表の下から二つ目ぐらいのところ、資金計画としましては、所要資金として〇〇円で、借入金としまして、〇〇円で、補助金が〇〇円、自己資金のほうは〇〇円となっております。補助金につきましては、黒潮町のハウス整備事業補助金となっております。5 ページのほうに、が、納税証明書となっております。6 ページからが、認定の申請書になっておりまして、10 ページのほう、今回の見積書の

ほうになっております。

〇〇の改修の改修工事の見積書になっております。

〇〇円です。

11 ページ、12 ページが、設計図面のほうになっております。

13 ページのほうに位置図としまして、赤い枠で囲まさせてもらってます。

左下のほうに道路、国道 56 号が見えてます。

その左下のあたりが、田の口小学校のあたりにちょっと記載できていませんが、なってくると思います。

事務局のほうからは以上です。

議長 はい、事務局のほうから、借入金につきまして説明がありました。この件につきまして、質問がある方。はい、〇〇ということですかね。借入金は〇〇円。

はい、どうぞ。

総事業費が〇〇円。

これは〇〇円に対しての補助金であったですかね。

事務局 〇〇整備事業は〇〇円、事業費が補助限度が〇〇円ですね、事業費の 25%です。〇〇掛ける 0.25 で〇〇万ということになります。

議長 この借入金に関してほかにありませんかね。

はい。それでは〇〇さんの借入金に関して承認を受けたいと思います。承認されます方の挙手をお願いします。はい、挙手全員です。

〇〇さんの分は承認されました。

つづきまして〇〇さんの分に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、2 人目の方、14 ページから、〇〇さんの認定の申請書となっております。

16 ページの表の下から 2 番目のあたりに、資金計画が書かれております。

所要資金としましては、〇〇円そのうち借入金としましては〇〇円、補助金が〇〇円、残り自己資金として、〇〇円となっております。

こちらの補助金につきましても黒潮町のハウス整備事業補助金となっております。

こちらの方の内容としましては〇〇と〇〇の更新という形となっております。

18 ページのほうで、納税証明書となっております。

19 ページ、20 ページのほうで、認定の申請書、21 ページ、22 ページが、見積書となっております。

22 ページのほうで〇〇工事、23 ページのほうで〇〇の見積書となっております。

26 ページが、〇〇のカタログになっておまして 25 ページが位置図という形になってお

ります。

〇〇の体育館のちょっと手前のあたりで、〇〇の、うん。

この道路の左ぐらいがちょうど〇〇となっています。

事務局のほうから説明は以上です。

議長 はい。

今、事務局のほうからも説明がありましたが、この件について何か質疑、質問ある方。

〇〇委員 〇〇よ。〇〇やけんど。これもかまんがですか。

議長 これはいかんはずです。〇〇は対象にならんはずなんです。

事務局 それは近代化資金の対象にならないということですか。

議長 いやいや、補助金の対象。

事務局 補助金はですね〇〇がなりますので、〇〇の〇〇×掛ける 0.25、25%の〇〇円ですね〇〇はなります。そうです〇〇に対しては、この補助は出てないです。

議長 整備事業の対象にはならない。

事務局 ならないです。

議長 何かありませんか。

なければ、承認を受けたいと思います。承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、挙手全員です。

〇〇さんの借入金に対しても承認されました。

議案終わりましたので記録を止めたいと思います。

(午後 3 時 50 分終了)